

第28回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年11月25日(金)
午後3時00分～午後5時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第139号 農地等買受適格証明(3条)の承認について

議案第140号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第141号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第142号 非農地証明願について

議案第143号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第28回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は6番委員と7番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について議案と致します。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許
及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
番号1番 新里594 登記現況共に畑 面積318㎡
新里612-3 登記現況共に畑 面積910㎡
譲渡人:アメリカ合衆国在住T氏
譲受人:本部町在住T氏
贈与による所有権移転
添付資料説明
- 番号2番 瀬底6152 登記現況共に畑 面積345㎡
瀬底6173 登記現況共に畑 面積101㎡
瀬底6268 登記現況共に畑 面積1,445㎡
瀬底6350 登記現況共に畑 面積1,219㎡
譲渡人:浦添市在住W氏
譲受人:本部町在住F氏
売買による所有権移転
添付資料説明
- 番号3番 瀬底6151 登記現況共に畑 面積701㎡

譲渡人:本部町在住N氏
譲受人:本部町在住F氏
売買による所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。何か質問等はありませんか。

質問がないようですので進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第138号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案第138号は提案通り可決致します。

次の議題に進みます。

議長 議案第139号 農地等買受適格証明(3条)の承認について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第139号 農地等買受適格証明(3条)の承認について
上記について、別紙のとおり買受適格証明願が提出されたので、農業委員会の承認を求め

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 競売農地備瀬915 登記 畑、158㎡

申請者:本部町にある法人〇

入札期間 平成28年12月5日から平成28年12月7日

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。何か質問等がありましたらお願いします。

特に無いようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第139号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第139号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第140号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)
議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第140号 農地転用事業変更承認申請について(農地法第5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に
関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 瀬底4611-3 登記、畑 面積199㎡

譲渡人:沖縄市在住K氏

譲受人:埼玉県在住I氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:亡くなった妻の出身地である本部町で暮らし静かな環境で

画家の仕事に専念したい。

変更理由:年齢や交通の面から家族に反対され事業を断念することとなった。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

番号2番 石川36-1 登記、畑 面積858㎡

譲渡人:東京都在住I氏

譲受人:東京都在住T氏

転用目的:別荘

転用理由:別荘を建築したため。

変更理由:当初計画者の妻が死亡し、計画を断念した。

農地区分:公共的施設がおおむね500m以内に2以上存在する第3種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。何か質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 では、議案第140号は提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案第140号は可決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第141号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第141号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。

番号1番 瀬底4611-3 面積199㎡ 登記畑

譲渡人:沖縄市在住K氏

譲受人:埼玉県在住I氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:亡くなった妻の出身地である本部町で暮らし静かな環境で

画家の仕事に専念したい。

添付資料説明。

番号2番 石川36-1 面積858㎡ 登記畑

譲渡人:東京都在住I氏

譲受人:東京都在住T氏

転用目的:別荘

転用理由:別荘を建築するため

添付資料説明。

番号3番 備瀬298-1 面積280㎡ 登記現況共に畑

譲渡人:那覇市在住G氏

譲受人:浦添市在住Y氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:借家住まいなので自己住宅を建築したい。

添付資料説明。

番号4番 伊野波262-1 面積756㎡内348㎡ 登記現況共に畑

譲渡人:本部町在住M氏

譲受人:本部町在住T氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:借家住まいなので自家を建築したい。
添付資料説明。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

1番委員 議案第141号の申請地をパトロールで実際に見てきたのですが、いずれも事前着工などもなく、特に問題はないと思います。補足説明は以上です。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問等がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第141号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第141号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第142号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第142号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 願出人:浦添市在住T氏

申請農地:山里625 登記畑 面積1,987㎡

山里643 登記畑 面積1,288㎡

山里645 登記畑 面積1,201㎡

申請要旨:30年近く県外に居住しており、長い間放置していたため、
雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難。

所有者:浦添市在住T氏

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏

申請農地:瀬底3176-1 登記畑 面積305㎡

申請要旨:雑草が繁茂し、20年以上放置している。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住U氏

申請農地:瀬底3602 登記畑 面積790㎡

申請要旨:長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。

所有者:願出人に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:名護市在住

申請農地:崎本部5026 登記畑 面積443㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。

所有者:浦添市在住I氏

添付資料説明

番号5番 願出人:土地家屋調査士S氏

申請農地:健堅213-2 登記畑 面積21㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草雑木が繁茂している。
所有者:本部町在住K氏
添付資料説明

番号6番 願出人:土地家屋調査士S氏
申請農地:健堅374 登記畑 面積709㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:名護市在住S氏
添付資料説明

番号7番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:野原487-1 登記畑 面積529㎡
申請要旨:石等が多く、畑として使用できなかったため、40年前に窪地を埋め土をして
駐車場として使用していた。
所有者:本部町在住M氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

2番委員 実際にパトロールに行き、申請地を見て回ったのですが、
番号3、番号4、番号5、番号6、番号7の土地については特に問題ないかと思います。
番号1番については草地のように思いました。
また、2番の土地については少し手を加えたら畑として使用できるかと思えます。
写真や資料を参考にしながら皆さんで判断して頂ければと思います。
説明は以上です。

議長 審議に入ります。補足説明によると、議案第142号の番号1番は草地であり、
番号2番の土地については少し手を加えると畑として使用できるという事ですが、
他に質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、パトロールに行った2番委員の補足説明の通り、
番号1番の土地は草地であり、番号2番の土地については、
手を加えたら畑として使えるとの事なので非農地としては認められず、
それ以外の番号3番、番号4番、番号5番、番号6番の土地は、畑として使用する事は
困難という事ですので、提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第142号 非農地証明願いについては、
番号1番、番号2番は否決、
番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第143号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について、
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第143号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は2件です。
番号1番 北里1105 面積998㎡ 登記現況共に畑
利用目的:畑
農地中間管理機構より設定を受ける者:本部町にある法人L
添付資料説明

番号2番 崎本部2593-1 面積1,293㎡ 登記現況共に畑
崎本部2593-2 面積903㎡ 登記現況共に畑
崎本部2593-3 面積257㎡ 登記現況共に畑
農地中間管理機構より設定を受ける者:本部町在住K氏
添付資料説明

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第143号 農用地利用配分計画に係る意見決定について、
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第143号は可決決定いたします。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時30分

議事録署名員

6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由具